

練馬区における地域生活支援拠点の取組状況について

1 地域生活支援拠点とは

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。

2 練馬区における地域生活支援拠点の整備について

面的整備型と多機能拠点整備型の併用

面的整備型

基幹相談支援センターと短期入所事業所(大泉つつじ荘、しらゆり荘)を中心とし、民間事業所とも協力した体制

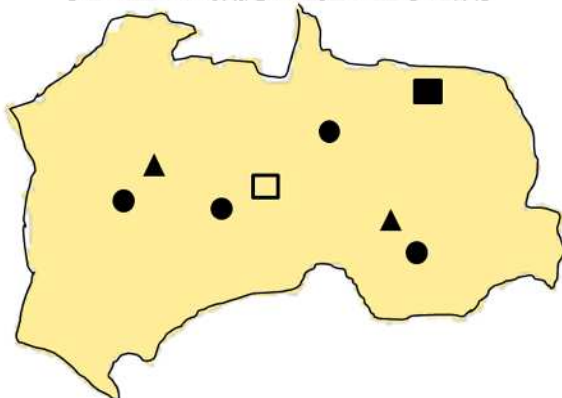
多機能拠点整備型

重度障害者グループホームに短期入所や相談機能を付加した施設

第1段階(平成30年度～)
面的整備型

第2段階(令和2年度～)
面的整備型＋多機能拠点整備型

【地域生活支援拠点を担う主な施設】



【凡例】

- 多機能拠点整備型地域生活支援拠点
- 多機能拠点整備型地域生活支援拠点(整備予定)
- 障害者地域生活支援センター
- ▲ 短期入所事業所(大泉つつじ荘、しらゆり荘)

3 令和3年度の取組状況

面的整備型

ア 地域生活支援拠点運営連絡会の開催

基幹相談支援センター、大泉つつじ荘、しらゆり荘、ゆめの園上宿ホーム、練馬障害福祉人材育成研修センター、区障害者施策推進課（拠点の中心となる関係者）で、月1回程度開催

イ 関係機関の機能や役割の整理、緊急時における円滑な対応に向けた協議を進めた。

ウ 民間相談支援事業所との連携による相談支援の強化

区内相談支援事業所向けに地域生活支援拠点の手引きを作成し、周知するとともに、障害者地域生活支援センターがサポートを行うなど、相談支援体制の強化に取り組んだ。

多機能拠点整備型

ア ゆめの園上宿ホーム（令和3年2月開設）

重度障害者グループホーム（17室、うち1室は体験の機会・場）

入居者：16人（令和4年3月末時点）

障害支援区分：区分6 5人

区分5 9人

区分4 2人

日中活動先：生活介護 12人

就労継続支援B型 4人

体験利用：実人数 1人 / 延べ利用日数 45日

短期入所（3室） 令和3年4月～令和4年3月実績

利用人数：実人数 66人 / 延べ人数 334人

利用日数：延べ1,257件

緊急時の受入れ：実人数 2人

入院、家庭事情により介護者不在のため。

特定相談支援

契約件数：159件（令和4年3月末時点）

イ 石神井町福祉園用地（令和7年度整備予定）

新たな多機能拠点整備型の施設の整備に向けて、関係機関との調整を進めた。令和4年度に整備・運営事業者を公募予定。